

## 平成 17 年度税制改正に望む

社団法人 関西経済連合会

わが国の経済は、アジア向け輸出の増加、民間企業の収益改善、設備投資の拡大と堅調な回復を示しているが、今回の景気回復は、政府の財政出動を伴わない民主導のものであり、今後のわが国の経済財政を運営していくうえで、示唆に富んだものである。

すなわち、日本経済がデフレから脱却し、新たな成長を遂げていくためには、民間の活力、とりわけ雇用や所得を生み出す「企業の活力」を高める経済政策が極めて有効であることを示している。

そのためには、現在、小泉内閣が取り組んでいる構造改革の一層の推進が重要であり、とりわけ税制改革に寄せる期待は大きい。

そこで当連合会は、来年度の税制改正にあたり以下の諸点を望みたい。

### 1. 税制改正に関する基本的課題

#### (1) 企業の国際競争力の強化

経済活力の源泉は企業の競争力にある。わが国企業がグローバル化した経済環境の下、国際競争力を維持・強化するため、また、海外の

経営資源を国内に誘引するためには、企業に関する税制も国際競争力のある制度を目指すべきである。そのためには、かねてより当会が主張しているとおり、2008年度を目途に消費税率を5%から10%へ引き上げるとともに、法人の実効税率を5%程度引き下げることにより、法人に依存した課税実態を見直し、「広く・薄い」税体系に抜本的に再編すべきである。

## (2) 新事業・新産業の創出

わが国の経済が堅調な回復を維持し、持続的な成長を遂げていくためには、潜在的な社会資源を顕在化させ、新事業・新産業を創出していくことが必要である。埋もれた社会資源を掘り起こすためには、従来のように国が資源を集めて想定する重点分野に配分する方法には限界がある。そこで、民間の「市場原理」「多様な価値観」「志」に基づく資源配分チャネルの拡大のため、寄付金税制、金融税制について抜本的な改革が必要である。

## (3) アジアとの連携の強化

これからのわが国の企業、とりわけアジアとの結びつきが強い関西の企業にとっては、成長著しい中国をはじめとするアジア経済のダイナミズムを取り込むことが重要となる。今年度から適用される日米租税条約をモデルとして、アジア各国との相互の投資促進が図れるよう

な国際租税制度を早急に整備してもらいたい。

#### (4) 国民の将来不安の払拭

少子高齢社会を迎え、年金をはじめ社会保障に関する国民負担の増加が予想されている。その社会保障費の財源確保のため、所得税・個人住民税の定率減税の縮減が検討されている。しかし、現状は年金、介護、医療の各社会保障制度が個別に見直され、国民に負担の全体像が明らかにされていない。このため、政府は、国民が将来への不安を払拭し、安心して豊かな暮らしをおくることができるよう、定率減税見直しの議論に先行して、社会保障政策の全体像を国民に提示するとともに、歳出削減を通じた財政の健全化を図り、国民負担を軽減すべきである。

#### (5) 地域の自立と自己責任の確立

地域の活性化のためには、各地域の実情に応じた政策が求められる。地域が、自立的に政策運営ができるよう、「三位一体改革」の全体像と工程表を明らかにし、国と地方の役割りを明確にしたうえで、国・地方それぞれがその需要に見合う財源を確保できるよう進めるべきである。

## 2. 平成 17 年度税制改正に望むこと

来年度改正において実現すべき点を以下の通り要望する。

## ( 1 ) 企業の経営基盤を強化する税制

### 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、連結付加税が本年 3 月末に廃止されたにもかかわらず、依然、採用を躊躇する企業が多い。このため、連結納税制度の適用開始・加入時の子会社の繰越欠損金の連結所得からの控除、連結グループ法人間の寄付金の損金算入を認めるなど、連結納税制度を導入しやすい条件を整えるべきである。

### 減価償却制度の見直し

現行の減価償却制度では、世界的な先端商品開発場裡における、設備の陳腐化のスピードと法定耐用年数がマッチしていないうえ、残存価額も市場価格と乖離している。減価償却資産の法定耐用年数を短縮するとともに、償却可能限度額を備忘価格まで引き下げるなど抜本的な改正を行うべきである。

### 特別法人税の廃止

退職年金等積立金に対する特別法人税については、給付時課税に一元化し、課税停止措置の適用期限（平成 17 年 3 月末）をもって廃止すべきである。

### 受取配当金の益金不算入制限の撤廃

受取配当金の益金不算入制度は、受取配当金に対する二重課税を回

避するために設けられている。しかし、持株率 25%未満の会社からの益金不算入割合は 50%になっている。受取配当金への課税が二重課税である実態を踏まえ、すべての株式について 100%に引き上げるべきである。

#### 固定資産税負担の軽減

わが国は国際的に見て税収に占める固定資産税の割合が高い。また、各地域により、同じ資産価値に対して税負担の水準が異なることは、納税者にとって不公平である。固定資産税の負担水準について 60%を上限とすべきである。

#### 欠損金の繰戻還付制度の解除及び見直し

税収不足を理由に現在、凍結されている欠損金の繰戻還付制度について停止を解除するとともに、繰戻期間を現行の 1 年から 2 年に延長すべきである。

#### 事業再生に関する税制

企業の事業再生にあたり、金融機関等が行った債務免除に伴う利益については、繰越欠損期間（現行 7 年）を超えた欠損金との損益通算を認めるべきである。

### (2) 新産業・ベンチャーの創出環境の整備に資する税制

## エンジェル税制の拡充

現行のエンジェル税制は、投資時点で株式譲渡益から投資額の控除ができるが、金融税制改革で「貯蓄から投資へ」誘導としている環境において、株式譲渡益を持つ投資家は少ない。このため、ベンチャー企業への投資については、投資時点での勤労所得など他の所得との損益通算を認めることにより、エンジェルの裾野を拡大すべきである。

## 研究開発減税の拡充

創業期のベンチャー企業の研究開発費については、全額税額控除とし、研究開発により生じた欠損金については、繰越期間を現行の7年から無期限に延長し、ベンチャーの研究開発環境を整えるべきである。

## 寄付金税制の拡充

わが国に寄付の文化を創造し、科学・芸術・教育振興などの分野に対し、民間の多様な価値観に基づく資源配分を可能とするため、法人の寄付金に係る損金算入限度額を拡充するとともに、個人の寄付金については寄付の対象要件を緩和し、公益目的の一般の寄付金についても所得控除を認めるべきである。

## (3) アジアとの連携を促す税制

### アジア各国との租税条約の早期改正

アジア各国との租税条約について、日米新租税条約並みに投資所得、

特許権、商標権等の使用料の相互免税を図り、投資促進、知的財産権ビジネスの活性化を図るべきである。

#### 外国税額控除の適用要件の緩和

企業活動のグローバル化が進展するなかで、国際的な二重課税を排除するために外国税額控除制度が設けられている。同制度の適用要件を緩和し、繰越控除期間を現行の3年から5年に延長するとともに、持ち株比率要件を現行の25%から10%に緩和し、間接税額控除の対象会社を孫会社から曾孫会社まで拡大すべきである。

#### タックス・ヘイブン対策税制の見直し

現行の軽課税国判定基準（法人実効税率 25%以下）では、シンガポール、台湾といった、いわゆるタックス・ヘイブンでない国も軽課税国に該当することになり、所得の軽課税国への移転による租税回避行為の防止という制度の趣旨にそぐわない。国際的な法人税率の引き下げ動向を鑑み、軽課税国判定基準を20%未満に見直すべきである。

### （4）国民が安心して豊かな暮らしをおくる税制

#### 国民の自助努力を促す税制

国民の老後の備えに対する自助努力を促すため、民間の年金・生命保険などについて、税制優遇措置を拡大すべきである。

## 住宅のリフォームにかかわる優遇税制の創設

高齢社会を迎え、バリアフリー化、耐震化など住宅のリフォームに対するニーズが高まっている。住宅のリフォームについて自己資金の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

## (5) その他

### 国民負担の徴収コストの低減

納税者番号制度の導入による金融所得の一体課税、一律課税化、基礎年金番号との一体運用、国税庁と社会保険庁の統合など国民負担の徴収に関する社会的なコストの低減と課税の公平性を図るべきである。

### 地球温暖化対策に資する税制

環境税（地球温暖化対策税）は、わが国の産業界の自主的な取り組みを阻害するのみならず、エネルギー効率の低い国への生産移転を促し、かえって地球規模でのCO<sub>2</sub>排出量の増加を招く恐れがあり、導入すべきではない。また、発電段階でCO<sub>2</sub>を排出しない原子力の推進のため「バックエンド事業の経済的措置」に対して税制上の所要の措置を講じるべきである。

以上